

## 須賀川市消防団員応援事業所登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、須賀川市消防団の活性化のため、須賀川市消防団員（以下「団員」という。）に対して優遇サービスを提供する須賀川市消防団員応援事業所（以下「応援事業所」という。）の登録等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援事業所の登録)

第2条 団員に対し優遇サービスを提供しようとする者は、須賀川市消防団員応援事業所登録申請書（第1号様式）により、須賀川市長（以下、「市長」という。）に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、応援事業所として登録するものとする。

(表示証の交付)

第3条 市長は、応援事業所の登録を行ったときは、須賀川市消防団員応援事業所表示証（第2号様式。以下「表示証」という。）を申請者に対し交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 応援事業所は、交付された表示証を当該事業所内の見やすい場所に掲示するものとする。

2 応援事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に表示証の写しを掲載することができる。

(団員証の提示)

第5条 団員は、応援事業所からサービス等の提供を受けようとするときは、団員であることを証明できる須賀川市消防団員証（第3号様式。以下「団員証」という。）を提示しなければならない。

(応援事業所の公表)

第6条 市長は、応援事業所の名称等を、須賀川市のホームページ等により公表することができる。

(登録内容の変更)

第7条 応援事業所は、登録内容を変更したいときは、速やかに須賀川市消防団員応援事業所登録内容変更届出書（第4号様式）を市長へ提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 市長は、応援事業所が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又は応援事業所が、団員に対する優遇サービスの提供を中止するときは、当該登録を抹消することができる。

2 前項の規定により登録を抹消した事業所は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

登録番号 \_\_\_\_\_

須賀川市消防団員応援事業所登録申請書

年 月 日

須賀川市長

住 所  
名 称  
代表者の職・氏名  
電 話 番 号

須賀川市消防団員応援事業所としての登録を受けたいので、須賀川市消防団員応援事業所登録要綱第2条の規定により申請します。

業 種		
営業時間		
定 休 日		
サービス内容	対 象	注意事項等

(提供するサービス内容の記入例)

サービス内容	対 象	注意事項等
<ul style="list-style-type: none"><li>・全品〇円引き</li><li>・購入金額の〇%引き</li><li>・ドリンク1杯サービス</li><li>・ライス大盛り無料</li><li>・ポイントカード2倍</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・団員証提示者のみ</li><li>・団員証提示者と家族</li><li>・団員証提示者と同伴者全員</li><li>・団員証提示者1名につき、 同伴者〇名まで</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・他のサービス券等は併用不可</li><li>・一部商品は除く</li><li>・ランチ以外は対象外</li><li>・お食事の方に限る</li><li>・1日1回/一人に限る</li><li>・〇円以上ご利用の方に限る</li></ul>

◆ 記入いただいた情報（代表者の職・氏名以外）は、市ホームページ等に掲載します。

◆ 郵送・ファクシミリ・E-mailでお申し込みください。

《送付先》〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地 須賀川市市民安全課消防係宛

電話：0248-88-9133 FAX：0248-73-4160 E-mail：[anzen@city.sukagawa.fukushima.jp](mailto:anzen@city.sukagawa.fukushima.jp)

第2号様式（第3条関係）

須賀川市消防団員応援事業所表示証



寸法 横18センチメートル、縦11センチメートル

第3号様式（第5条関係）

須賀川市消防団員証

（表面）



（裏面）

須賀川市消防団 _____ 分団 _____ 班
氏名（署名）
_____
<b>【注意事項】</b>
■須賀川市消防団応援事業所で使用する場合は、この団員証を提示してください。
■団員証を他人に貸与や譲渡をすることはできません。
■退団された場合は、団員証を事務局に返還してください。
■団員証は大切に保管してください。万一紛失したとき、または盗難にあった場合はただちに事務局へご連絡ください。
※このカードを拾得された方は、下記事務局まで連絡をお願いします。
須賀川市消防団事務局（生活課） ☎0248-88-9133

寸法 横9センチメートル、縦5.5センチメートル

第4号様式（第7条関係）

登録番号 \_\_\_\_\_

須賀川市消防団員応援事業所登録内容変更届出書

年 月 日

須賀川市長

住 所

名 称

代表者の職・氏名

電 話 番 号

須賀川市消防団員応援事業所の登録内容を変更したいので、須賀川市消防団員応援事業所登録要綱第7条の規定により届出をします。

変更年月日	年 月 日	
変更の内容	変 更 前	変 更 後

◆郵送・ファクシミリ・E-mailで提出してください。

≪送付先≫〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地 須賀川市市民安全課消防係宛

電話：0248-88-9133 FAX：0248-73-4160 E-mail：[anzen@city.sukagawa.fukushima.jp](mailto:anzen@city.sukagawa.fukushima.jp)